議案第１８０号

上越市くびき食彩工房条例の一部改正について

上越市くびき食彩工房条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年１２月３日提出

上越市長　　村　山　秀　幸

上越市くびき食彩工房条例の一部を改正する条例

上越市くびき食彩工房条例（平成１６年上越市条例第１２７号）の一部を次のように改正する。

別表上限額の欄を次のように改める。

上限額
１，６５０円
１，２００円
３００円
３６０円
３６０円
２９０円

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の別表の規定は、令和２年４月１日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。